

1

けいかく りねん
計画の理念

本市のまちづくりの指針である「第2次甲賀市総合計画」及び福祉分野の上位計画である「第2次甲賀市地域福祉計画」においては、誰もが生きがいをもって、安心して暮らすことができ、人々がつながり、暮らしの中で幸せを感じるができるまちの実現をめざしています。

甲賀市は、「この子らを世の光に」と唱えた糸賀一雄氏とともに、障がいのある人たちの働きたい、このまちで暮らしたいという願いに応えるために池田太郎氏らが実践を育んできたまちであり、その理念を引き継ぐ支援者や地域の方の温かい見守りにより、多くの障がいのある人が地域の中で生き生きと過ごされています。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大といった予期せぬ事態が社会全体に大きな影響を与え、生活様式の見直しにより障がいのある人の生活のしづらさも増しました。また、「いのち」や「絆」の大切さを改めて考えさせられました。

「本来一人ひとりが光り輝く存在であり、『障がい』を抱えた人も分け隔てなく、共に生きることのできる社会こそ『豊かな社会』である」という先人の教えを受け継ぎ、変わりゆく時代に必要なものを取り入れながら、「人と人との絆」や「豊かな自然の中の暮らし」、「安心安全で多様な生き方ができる地域」等、「真の心の豊かさ」のある市をめざした計画とします。

本計画においては、障がいの有無にかかわらず全ての市民が、お互いに人格と個性を尊重し、理解し合いながら、つながり支えあい、また、「障害の社会モデル」に立脚し、社会的障壁を取り除くことにより、全ての人がその有する力を十分に発揮することで、誰もが住み慣れたまちで、“安心”と“居場所”が感じられ、“役割”と“生きがい”をもって暮らし続けることができる社会の実現をめざして、「みんなでつながり 支えあう 安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀」を基本理念として定めます。

みんなでつながり 支えあう

あんしん こうりゅう い かん こうか
安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀

基本理念の実現に向けて、5つの基本方針を設定し、施策を推進します。

基本方針1 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる

地域でともに暮らす

障がいのある人に必要な情報が届くよう、障がいの特性や状況に応じたきめ細やかな情報発信を行い、複合・複雑化した支援ニーズや多様なニーズに対応する包括的相談支援の体制の整備をめざします。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で豊かな暮らしを送ることができるよう、親亡き後を見据え、公的なサービスだけでなく地域の様々な資源を活用し、地域全体で障がいのある人を支える重層的支援体制の構築に努めます。

基本方針2 障がいのある子どもの学びと成長を支える

地域でともに学ぶ

障がいの早期発見から適切な支援へとつなぎ、保護者に寄り添いながら、未就学児への療育及び発達支援と学齢期における教育を、一人ひとりの特性に応じて受け取ることができる環境を整備し、保育・教育・保健・医療等の関連分野が連携することで、切れ目ない支援体制を構築します。

基本方針3 生き生きと働くことができる

地域でともに働く

就労を希望する人が、企業や事業所で自らの能力を発揮し、働き続けることができるよう、雇用の場の創出、障がいに対する理解を促すとともに、関係機関との連携により、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援を行います。

基本方針4 障がいのある人の自己実現と社会参加

地域でともに活動する

障がいのある人の文化・芸術活動への支援、スポーツの推進や地域における余暇活動・ボランティア活動の充実等により、障がいのある人の自己実現や社会参加の促進を図ります。

また、障がいのある人や障がいの特性に対する理解を深めます。

基本方針5 福祉のまちを推進するための共生社会の実現

「オール甲賀」での
まちづくり

「障害の社会モデル」の考え方が浸透し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、公共交通機関や建物等におけるバリアフリーの推進、ユニバーサルデザインの普及を進めます。

また、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止等の取り組みを強化するとともに、情報アクセシビリティに配慮し、障がいの特性に応じた様々な意思疎通の支援にも努めます。

「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域ぐるみで防災・防犯対策の取り組みを進めます。

3

けいかくさくてい してん 計画策定の4つの視点

これまでの取り組みを継承しつつ、以下の取り組みを進めます。

- (1) 障がい福祉サービスのみでなく、地域の社会資源の活用も含めた中で、住み慣れた地域で豊かな暮らしを続けることができる重層的支援(※)体制の整備
※ 複雑化・複合化したニーズに対応するため、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の分野を越えた「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体実施。
- (2) 「支える」「支えられる」という関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での助け合いや、災害時等に誰一人取り残さない地域共生社会の実現
- (3) 多様なニーズや障がいの特性に応じた就労の機会の提供や、障がいのある人の文化芸術活動の推進等障がいの有無に関わらず活躍できる社会の実現
- (4) 意思疎通支援の充実及び情報アクセシビリティの向上

4

きたい やくわり それぞれに期待される役割

(1) ちいき く じちかい じちしんこうかい しみん きたい やくわり 地域(区・自治会、自治振興会)・市民に期待される役割

- ・市民一人ひとりが障がいに対する正しい理解を持ち、誰もがつながり、支え合う地域の実現に向けて努力していくことが求められています。
- ・災害時等において、障がいのある人やその家族が孤立することがないように、地域住民による日頃からの見守りや声かけ等によって、地域における協力体制づくりを進めていくことが期待されています。

(2) しょう ひと かぞく しょう しゃだんたいとう きたい やくわり 障がいのある人やその家族、障がい者団体等に期待される役割

- ・障がいのある人やその家族は、必要なサービスを受けながら、地域の人々との交流を深め、社会の活動に主体的に参画し、地域の中で自立して生活していくことが期待されています。
- ・障がい者団体は、障がいの理解促進のため、各種啓発活動を展開すること等が期待されています。また、障がいのある仲間からの相談に応じて支援を行うピアカウンセリング等、心の支えを充実していくことが求められています。

(3) 事業者及びNPO（民間非営利団体）・関係団体に期待される役割

- ・障がいのある人の自立支援の視点に立ったサービスの質的な向上や、事業運営の情報公開等公正な運営が求められています。
- ・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるために必要なサービスの提供を行うことが期待されています。

(4) 企業に期待される役割

- ・バリアフリー法や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、建物等のバリアフリー化を進める等、誰もが暮らしやすいまちづくりに協力することが期待されています。
- ・障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に適した職場環境の整備や、合理的配慮の提供が求められています。

(5) 市に期待される役割

- ・市民ニーズを的確に把握し、地域での生活を支えるために必要な支援を総合的かつ計画的に行う役割が期待されています。このため、必要とするサービスや基盤整備、市民に対する意識啓発等を進めていく役割が求められています。
- ・障がいのある人に適切な相談・支援等を行うとともに、意思疎通支援や権利擁護等に関する様々な施策の実施が求められています。



| 基本方針 | 施策の方向性 | 施策の方針 |
|-------------------------------|------------------------|---|
| 1 誰もが住み慣れた地域で 安心して生活できる | (1) 相談・支援体制 | ①生涯を通じ一貫した支援体制の構築 ②相談部署の役割と連携の体制整備 ③相談窓口の周知 ④相談支援事業所の体制強化と質の向上、人材育成 ⑤地域を支える相談支援体制の構築（重層的支援体制の整備） |
| | (2) 地域生活への支援やサービス | ①自立支援給付等によるサービスの提供 ②福祉人材の育成・確保 ③グループホーム等の多様な住まいの確保 ④当事者及び家族介護者への支援 ⑤地域生活支援拠点等の機能の充実 ⑥障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応 |
| | (3) 保健・医療 | ①医療機関との連携 ②精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築 ③こころの健康、健康づくり、介護予防 ④多様な障がいや感染症等への対応 |
| 2 障がいのある子どもの学びと成長を支える | (1) 子どもの発達と子育てへの多様な支援 | ①早期からの適切な支援 ②発達支援の充実 ③保護者が子育てや子どもの発達について学び相談できる場の充実 ④保育及び教育と専門機関をつなぐ仕組みの充実 ⑤切れ目のない支援の仕組みづくり |
| | (2) 学校教育と進路支援 | ①インクルーシブ教育システムの推進 ②適切な就学・進路支援 |
| 3 働き生きとできる | (1) 雇用・就業の促進 | ①企業啓発等による雇用の促進 ②関係機関と協力連携・継続的な就労支援 ③就労定着支援の推進 |
| | (2) 職業訓練機会と福祉的就労環境 | ①専門的に就労訓練を行える事業所の確保 ②福祉的就労から一般就労への移行の促進 ③多様な就労や体験の場の確保 |
| 4 社会参加と自己実現とある人の障がいの | (1) 文化・芸術活動・障がいスポーツの振興 | ①文化・芸術活動への支援 ②障がいスポーツの普及 |
| | (2) 地域活動や余暇への支援 | ①地域活動支援センターの普及 ②地域資源を活用した余暇活動の推進 ③地域で参加できる場の充実 ④ボランティア活動の推進 |
| 5 福祉のまちづくりの実現 | (1) 福祉のまちづくり | ①ユニバーサルデザインの推進 ②公共施設及び公共交通機関の環境整備 ③地域福祉活動の推進 |
| | (2) 差別解消・権利擁護 | ①多様な障がいへの正しい理解の促進 ②差別の解消と合理的配慮の推進 ③権利擁護の推進、虐待の防止 |
| | (3) 情報アクセシビリティの推進 | ①情報のバリアフリー化の推進 ②障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実 |
| | (4) 防災・防犯等の推進 | ①災害発生時における障がい特性に応じた支援 ②防犯対策や消費トラブル防止の推進 |